平成２３年（フ）第１７６号
岡山市北区田中117番地102　ウインディア田中Ｂ102
債務者　木下　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
大分県中津市大字下宮永214番地　ファミーユかつまさ102号
債務者　佐藤　正弘
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
大分県中津市大字加来2283番地227
債務者　竹下　賢治
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６８号
横浜市都筑区池辺町1070番地
債務者　岸本　英子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８９号
千葉市若葉区西都賀５丁目38―17　エーデル西都賀１階107号室、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市高田３丁目16番２号
債務者　村石　俊成
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９０号
神奈川県茅ヶ崎市高田３丁目16番２号
債務者　村石　圭子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７９号
静岡市清水区蒲原神沢148番地の７
債務者　八田　園子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６号
青森県上北郡七戸町字道ノ下102番地１
債務者　中村　晃子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
東京都あきる野市草花3670―131第一フラワーヒルズ202号、住民票上の住所東京都あきる野市牛沼524番地45
債務者　中村　智宏
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９号
石川県加賀市山代温泉ヨ４番地２号　株式会社タッチ気付、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉山背台２丁目38番地
債務者　寺口　正彦
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第７２３号
東京都府中市清水が丘３丁目20番地の１ローズマリービル301
債務者　青柳　敏彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０４号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪711番地　第２吹上団地１―19号、前住所愛知県安城市東新町５番地１　パビリオンかつみ303
債務者　松山　裕也
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪711番地　第２吹上団地１―19号
債務者　松山壽美枝
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
沖縄県うるま市字豊原445番地１　豊原団地４号
債務者　玉那覇めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部